

枚方市教育委員会 協議会 資料

案件

- 1 学校トイレ整備における基本的な考え方（案）について
- 2 市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について
- 3 学校施設のエレベーター整備等に関する方針（案）について
- 4 今後の枚方市の支援教育に係る進捗状況について
- 5 総合型放課後事業実施に向けた取り組み状況について
- 6 今後の中学校部活動の在り方について

○開催日 令和5年（2023年）2月14日
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

学校トイレ整備における基本的な考え方（案）について

総合教育部 教育政策課

都市整備部 施設整備室 建築課

1. 政策等の背景・目的及び効果

近年、学校のトイレについては、より良い環境整備が求められており、本市においても令和5年度(2023年度)までに枚方市立小中学校の校舎における洋式化・ドライ化・ユニバーサル化の整備完了に向け取り組んでいます。その後の取組として、令和6年度(2024年度)以降の整備内容等を検証するために、学校のトイレを主に使用している児童・生徒・教職員・保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

その結果を受けて、校舎内のトイレにおけるからかいや多様化する人権課題、更には避難施設としてのトイレとして、より多くの児童生徒等がよりストレスなくトイレを使用できることを目的とした「学校のトイレ整備における基本的な考え方」(案)を作成しましたので、その内容についてご報告するものです。

- 1 -

2. 内容

「学校のトイレ整備における基本的な考え方」(案)・・・資料1

3. 実施時期等

(1) 経緯

令和4年(2022年)

5月10日	学校施設整備検討委員会にアンケート実施報告
5月26日	教育委員会協議会にアンケート実施報告
5月30日	教育子育て委員協議会にアンケート実施報告
6月1日	建設環境委員協議会にアンケート実施報告
6月7日	校長会にアンケート実施報告
6月29日	庁内関係課、性的マイノリティの方、学校のトイレ研究会とで意見交換 (アンケート案の内容等について)
7月下旬	アンケート実施
8月24日	庁内関係課、性的マイノリティの方、学校のトイレ研究会とで意見交換 (集計結果の意見交換・検証)

- 2 -

令和4年(2022年)

- 10月14日 学校施設整備検討委員会に集計結果と今後の取組について報告
- 11月22日 教育委員会協議会に集計結果と今後の取組について報告
- 11月25日 教育子育て委員協議会に集計結果と今後の取組について報告
- 11月29日 建設環境委員協議会に集計結果と今後の取組について報告
- 11月29日 校長会 に アンケート実施報告
- 12月上旬 アンケート実施
- 12月23日 庁内関係課、性的マイノリティの方、学校のトイレ研究会とで意見交換(集計結果の意見交換・検証)

令和5年(2023年)

- 1月13日 学校施設整備検討委員会にて「学校のトイレ整備における基本的な考え方」(案) 確認

(2) 今後の取組

令和5年(2023年)

- 2月 教育委員会協議会に「学校のトイレ整備における基本的な考え方」(案) 報告
- 2月 教育子育て・建設環境委員協議会に「学校のトイレ整備における基本的な考え方」(案) 報告
- 3月 「学校のトイレ整備における基本的な考え方」策定

- 3 -

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 安全で、利便性の高いまち

施策目標2 災害時に、迅速・的確に対応できるまち

基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標11 すべての人がお互いに人権を尊重しあうまち

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち

施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち



5. 関係法令・条例等

小中学校施設整備指針

建築基準法

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 47.5千円

支出内訳 学校トイレ整備に係る意見聴取における報償金
47.5千円 (9.5千円×5件)

《財 源》 一般財源 47.5千円

- 4 -

背景・目的

近年、学校のトイレについては、より良い環境整備が求められており、本市においても令和5年度までに枚方市立小中学校の校舎における洋式化・ドライ化・ユニバーサル化の整備完了に向け取り組んでいます。その後の取り組みとして、令和6年度以降の整備内容等を検証するために、学校のトイレを主に使用している児童・生徒・教職員・保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。その結果、学校のトイレならではのさまざまな課題に対する配慮が必要であることがわかりました。児童生徒にとって校舎内のトイレは、顔見知りの友達や先生（特定多数）と一緒に使用する場所です。一方、その他の施設（商業施設など）のトイレについては、基本的には顔見知りでない人（不特定多数）と一緒に使用する場所です。この様に校舎内のトイレは、いつ誰がどのトイレに入ったかを容易に知り得ることが出来る環境となっていることが課題の一因となっています。この度、校舎内のトイレにおけるからかいや多様化する人権課題、更には避難施設としてのトイレとして、より多くの児童生徒等がよりストレスなくトイレを使用できることを目的として「**学校のトイレ整備における基本的な考え方**」を策定しました。なお、この考え方は、「枚方市学校整備計画」に基づいて実施していくものであり、社会情勢やニーズの変化に伴い適宜見直しを行うこととします。

主なアンケート調査結果

児童生徒	●いつも一人で行く、一人で行くことが多い	62.5%
児童生徒	●大便をガマンする	29.5%
児童生徒	●学校の洋式便器で小便是座つする	62.4%
児童生徒	●学校で小便するとき洋式トイレを使う（男子トイレを使用する方のみ）	17.0%
教職員	●排便をガマンすることによる健康被害が見受けられる	19.0%
教職員	●トイレにまつわるいたずらやからかいが見受けられる	38.6%
教職員	●子ども達が学校でガマンせず安心してトイレをするためにはどのような教育が必要？	
教職員	◆トイレの使い方マナー教育	89.2%
教職員	◆排泄することの大切さ、恥ずかしいことではないという教育	68.7%
教職員	◆トイレでのバリアフリーや多様な性についての教育	54.7%
教職員	●学校で小便するとき洋式トイレを使う（男子トイレを使用する方のみ）	4.0%
保護者	●子どもが学校のトイレをガマンすることで健康被害につながっていると感じる	62.6%
保護者	●子どもが学校のトイレについての悩み事を聞く	29.5%
保護者	●学校で小便するとき洋式トイレを使う（男子トイレを使用する方のみ）	14.0%

廊下からトイレに入る扉について？

児童生徒	●あったほうがよい	46%	理由：中が見えずプライバシーを守るから	77.8%
教職員	●ないほうがよい	50%	理由：いたずらやからかいにすぐ気づけるから	89.5%

子ども達が安心して使用できるトイレ？

	大便秘器+小便器	小便器間に仕切り付き	個室化（小便器なし）
児童生徒	31%	32%	15%
教職員	14%	55%	22%
保護者	7%	39%	41%

男子トイレで小便器がない個室化のトイレについて？

	とてもよい、よい	とてもよくない、よくない	どちらともいえない	わからない
児童生徒	37.8%	22.9%	29.8%	9.5%
教職員	47.1%	18.4%	29.9%	4.6%
保護者	59.8%	10.6%	23.8%	5.8%

男子トイレの個室化に肯定的な意見が多い一方で否定的またはどちらともいえない意見も一定数ある。また、事故として男子トイレにおける小便時に洋式トイレを使う人が少数派となっている。これらのことから、「いるんなら行って、いるんならトイレがある」という偏見を持たない人権教育を進めるとともに多様なトイレ整備を進める必要がある。

基本方針 - SDGsの理念に基づいたトイレ環境整備 -
校舎内のトイレにおけるからかいや多様化する人権課題、更には避難施設としてのトイレとして、より多くの児童生徒等がよりストレスなくトイレを使用できることを目的として、「インクルーシブ化・ユニバーサル化」「バリアフリートイレ」「避難所としてのトイレ」に関する考え方を大切にSDGsの理念に基づいたトイレ環境を整備していきます。

1. インクルーシブ化・ユニバーサル化
2. バリアフリートイレ
3. 避難施設としてのトイレ

基本方針を実現するための取り組み

1. インクルーシブ化・ユニバーサル化

●**主な課題**

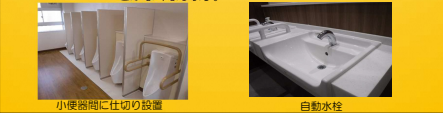
課題	事例
トイレにまつわるからかい等	●大便をすることによるからかい
大便をガマンすること	●いつも個室に入ることによるからかい
トイレにまつわる「いたずら」	●恥ずかしいから、臭いが残って気になるから
トイレの汚れ	●トイレが汚くて臭いから
	●故意的な破壊
	●異物を流して詰まらせる
	●汚してもそのまま
	●掃除をしてもきれいににならない

●**課題に対する配慮（整備内容）**
トイレにまつわるからかい等に対する配慮
 (からかい等を受けている人やトランスジェンダーの方へ)
 男子トイレについては、原則各系列で1フロア個室化とする。その他は小便器を設置することで多様なトイレ整備をする。(個室化とするフロアは各学校と協議の上決定)



全個室化した男子トイレ
大便をガマンすること、からかいやいたずら、汚れに対する配慮

- (ソフト)
- トイレの使い方マナー教育
 - 排泄することの大切さ、恥ずかしいことではないという教育
 - トイレでのバリアフリーや多様な性についての教育
- (ハード)
- 小便器間に仕切りを付ける
 - 汚れが付きにくく、清掃性のよい建材・設備を採用
 - 感染防止対策：トイレを使用して最後に触れる場所は手洗い後の蛇口です。自動水栓とすることで、きれいに洗った手で蛇口に触れることがなくなります。



2. バリアフリートイレ

●**主な課題**
 車いす使用者、オストメイト、妊婦、男女トイレの使用に抵抗感のある性的マイノリティの方たちなど、バリアフリートイレを本来が必要としている人たちがいます。使用者が集中してしまうと、必要とする人たちが使いたいときに使えなくなってしまうです。

バリアフリートイレと呼ばれるようになった経緯

年代	主な名称	目的
1994年	障害者トイレ 車椅子専用トイレ	高齢者や障害のある方が外出先でも安心して使えるトイレ
2000年	多目的トイレ 多機能トイレ	使用者を限定せず誰もが使えるトイレ
2021年	バリアフリートイレ	多目的トイレに使用者が集中したため、本来に必要な人が円滑に使用できるトイレ

●**課題に対する配慮（整備内容）**
 車いす使用者や介助が必要な方々にとって十分なスペースを確保した上で、温水洗浄便座付き洋式トイレ、非常時の呼出ボタン、車いすに乗ったままでも快適に使用できる洗面台等を設置したバリアフリートイレを各階に整備する。

3. 避難施設としてのトイレ

●**主な課題** (出典：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」)
 ・和式トイレ：足腰の弱い高齢者等や車いすでは使用が非常に困難、不衛生
 ・災害時に必要なトイレの個数の確保



和式トイレはJIS規格から除外された
 ●**課題に対する配慮（整備内容）**
 基本方針1・2に基づいて洋式トイレとバリアフリートイレを継続的に整備する(洋式トイレのメリット)

- 床面の汚れが少なく、大雑獲の発生及び拡散のリスクが低い
- 断水時でもバケツ一杯の水で容易に流せる
- 配管破損時で水を流すことが出来ない場合でも、衛生的かつ容易に便袋の装着と回収ができる
- 災害時用トイレとしてカウントできる

学校のトイレに関する教育

- 人権教育
- あらゆる教育活動において、性的マイノリティへの理解を深めるための学習等の人権教育を推進する。
 - 様々な人権教育教材を活用し、自分や相手、一人一人を尊重する態度を身に付ける。
 - 「DV予防教育プログラム」を活用し、ジェンダー平等教育に取り組む。
 - 障害者理解教育の中で多目的トイレの機能等を知る機会をもつ。
- 道徳教育
- 「特別の教科 道徳」の時間を軸に、学校教育活動全体を通して、学習指導要領の内容項目「主として集団や社会との関わりに関すること」の学習の充実を図り、児童・生徒の公共心や公徳心、奉仕の精神などを養う。

教育委員会協議会資料

市立小中学校の水泳授業における民間活力の活用について

総合教育部 教育政策課
 新しい学校推進室
 学校教育部 学校教育室 教育指導課

1. 政策等の背景・目的及び効果

市立小中学校の水泳授業における民間活用につきましては、児童の泳力向上を図るため、併せて、水泳授業に係る業務の改善や、学校プールの維持管理・改修等に係る費用の縮減につなげるため、令和4年度（2022年度）を実証期間として取り組んできました。

このたび、令和4年度（2022年度）に民間活用を行った小学校6校における事業効果や課題の検証結果のほか、令和5年度（2023年度）以降の取り組み予定を報告するものです。

2. 内容

(1) 令和4年度(2022年度)の効果・課題の検証結果

令和4年度(2022年度)の事業実績に基づく効果や課題を検証するため、事業実施校の教員と児童向けに、それぞれアンケートを実施し、おおむね次のような結果が得られました。

児童の泳力向上効果について

9割以上の教員から「児童の泳力が向上した」との回答がありました。また、同じく9割以上の児童が「泳ぎやすかった」と回答し、そのうちの6割以上が「指導がわかりやすい」と回答しました。教員からは「専門的でわかりやすい指導」、「泳力別指導で泳力の底上げが図れた」「日頃休みがちな児童も水泳授業日は登校していた」等の意見がありました。

業務改善効果について

民間プール施設を利用することで、注水、水質検査、ろ過機操作等、毎日1時間程度かかる学校プールの維持管理業務が不要になります。アンケートでは、9割近い教員が「業務改善が図られた」と回答しています。入水不要で疲労も軽減され、後続の授業や業務を充実させられたとの意見もありました。

- 7 -

その他の効果について

屋内型施設で授業を行うことで、天候に左右されずに計画どおりに課程を消化できたという意見がありました。また、専門スタッフによる指導から学んだことは、転任先での教員自身の指導にも活かせるとの意見もありました。

学校施設間の移動に関する課題について

一方、課題として、移動時間が一定せず、前後の授業時間や休み時間との調整が必要となるケースがあったとの意見や、移動時間が有効に活かせていないとの意見がありました。

指導と評価に関する課題について

そのほか、指導を民間スタッフが担い、評価を教員が担うことによる、双方の目線合わせの難しさに触れる意見もありました。

以上のとおり、児童の泳力向上と教員の業務改善については、その効果が顕著に現れています。民間施設を利用することによる費用の縮減についても、1校当たり年額200万円以上の効果*が見込まれ、総じていえば効果が課題よりも大きいといえることから、本事業は、令和5年度(2023年度)以降、拡充の方向で実施していきます。

- 8 -

なお、効果検証の詳細につきましては、資料2「令和4年度の小学校水泳授業における民活事業に係る効果検証」をご覧ください。

※学校プール1校分の50年間の維持管理費の概算額3億1千万円（改築費2億円、大規模改修費5千万円、水道代・薬品代等の経常的経費120万円50年分の合計）を年単位とするために50で割り戻した額【620万円】と、令和4年度（2022年度）の事業費総額1,875万円を民間施設を利用した学校の数5校で割った額【375万円】の差

（2）令和5年度（2023年度）以降の取り組み

今後は、民間施設を利用する学校数の上積みにより、費用の縮減効果を高めることを旨とします。

その上で、令和5年度（2023年度）の事業実施校の選定については、漏水等により改修が必要となっている学校プールのある小学校を最優先にするとともに、今後、本事業を計画的に展開していくためには、受託できる民間施設を増やし、全体の受入許容人数を見極めることが不可欠なため、現在、本事業を新たに受託する意向がある民間施設の近隣校を優先することとし、令和4年度（2022年度）の6校に、5校程度を加えることとします。

令和6年度（2024年度）以降も、民間施設が急遽使用できなくなる場合等に備えて一定数の学校プールをセーフティネット確保の観点から残置しつつ、民間施設を利用する学校を中心として、民間活用の推進を図るものとします。

- 9 -

なお、今後、各民間施設の受入意向や受入許容人数を正確に見極めた上で、民間活用のスケジュールや実施手法等を示す推進計画の作成に取り組むものとします。

3. 今後の予定

令和5年（2023年）2月	教育委員会協議会で効果検証や今後の取り組みについて協議 教育子育て委員協議会で効果検証や今後の取り組みについて 意見聴取
3月	定例月議会（当初予算計上予定）
4月～	委託業務発注
6月～	民間活力の活用による水泳授業の実施

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標 16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

枚方市教育振興基本計画

基本方策 2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実



5. 関係法令・条例等

学校教育法、学習指導要領 等

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 総額44,135千円 令和5年度 当初予算計上予定

内訳 (委託料) 38,657千円 (使用料及び賃借料) 5,478千円

《財源》 一般財源

- 11 -

教育委員会協議会資料

学校施設のエレベーター整備等に関する方針（案）について

総合教育部 教育政策課

学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課

1. 政策等の背景・目的及び効果

「学校施設のエレベーター整備等に関する方針（素案）」では、文部科学省の公立小中学校のバリアフリー化に向けた整備目標や本市の学校施設のエレベーター整備の現状等を踏まえ、枚方市教育振興基本計画で掲げる「ともに学び、ともに育つ」教育を充実していくため、エレベーターが整備されていない全ての小中学校を対象に、計画的にエレベーターを整備していくこととしています。

この度、方針（素案）について、パブリックコメントを実施しましたので、その結果とご意見等を踏まえて修正した「学校施設のエレベーター整備等に関する方針（案）」を報告するものです。

- 12 -

2. 内容

(1) パブリックコメント

- ①意見募集期間：令和4年（2022年）12月12日（月）から令和5年（2023年）1月13日（金）まで
- ②意見募集方法：意見回収箱への投函、市ホームページの入力フォーム（Logoフォーム）
郵送、ファクス、電子メール
- ③意見提出者数：39人（意見数83件）
- ④意見の要旨と枚方市教育委員会の考え方：資料3のとおり

(2) 学校施設のエレベーター整備等に関する方針（案）

資料4のとおり

3. 実施時期（予定）

- | | |
|----|--|
| 2月 | 教育委員会協議会で「方針（案）」を協議
教育子育て委員協議会で「方針（案）」の意見聴取 |
| 3月 | 市議会に予算案を提出（工事費及び設計費）
教育委員会定例会で「方針」を議決・策定 |

- 13 -

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち



5. 関係法令・条例等

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
大阪府福祉のまちづくり条例

6. 事業費・財源及びコスト

令和5年度（2023年度）以降の工事費及び設計費

■令和5年度（2023年度） 54,112千円

○工事費 40,000千円 樟葉小工事（トイレ増設含む）

※工事全体額 140,000千円（2ヵ年合計） 令和6年度債務負担行為額 100,000千円

○設計費 14,112千円 交北小・中宮小・楠葉中の翌年度工事分

- 14 -

■令和6年度（2024年度）

○工事費 250,000千円

100,000千円 樟葉小工事（トイレ増設含む）

150,000千円（国庫補助金：25,500千円） 交北小・中宮小・楠葉中の工事分（2ヵ年工事となる場合は債務負担設定予定）

○設計費 10,000千円 2校分の翌年度工事分

※設計費を2校分としていますが、令和6年度（2024年度）以降は、今後、策定する方針に基づく年次計画に沿った校数分の予算を計上予定

※その他、ランニングコストとして、エレベーター1基当たりの点検委託料 1,000千円/年

7. その他

添付資料 資料3 学校施設のエレベーター整備等に関する方針（素案）についてのパブリックコメント（結果公表）

資料4 学校施設のエレベーター整備等に関する方針（案）

教育委員会協議会資料

今後の枚方市の支援教育に係る進捗状況について

学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課

1. 政策等の背景・目的及び効果

今後の枚方市の支援教育については、令和4年（2022年）8月26日及び9月14日の教育子育て委員協議会でのご協議をはじめとした市議会からのご意見、保護者からのご要望等を踏まえ、9月22日に教育委員会において、「今後の枚方市の支援教育について」決定したところです。

このことについて改めて、現在の次年度の支援学級設置の状況や今後の取り組みについて報告するものです。

2. 内容

（1）支援学級・支援学級在籍児童・生徒数について

【令和5年（2023年）1月31日現在】

	年度	支援学級数	支援学級在籍児童・生徒数	通級指導教室数	通級指導教室利用児童・生徒数
小学校	令和4年度	281	1692	13	204
	令和4年7月の 令和5年度見込み	237 (-44学級)	1444 (-248人)	61 (+48教室)	702 (+498)
	令和5年度	290 (+9学級)	1743 (+51人)	22 (+9教室)	288 (+84人)
	中学校	令和4年度	97	543	2
中学校	令和4年7月の 令和5年度見込み	90 (-7学級)	417 (-126人)	22 (+20教室)	241 (+231人)
	令和5年度	95 (-2学級)	515 (-28人)	21 (+19教室)	133 (+123人)

(2) 特別支援教育支援員の確保に向けた取り組みについて

- ・職種/募集人数:特別支援教育支援員/29名程度
- ・11月広報にて、特別支援教育支援員29名の募集を行い、8名を採用予定。
- ・令和5年(2023年)1月広報にて再募集を行い、5名を採用予定。
- ・さらに、2月に再募集を行い、採用試験を行う予定です。
- ・通年雇用の「資格有り」、「資格なし」の2区分及び、短期雇用の「資格有り」、「資格なし」の2区分、合計4区分に応募要件を整理し、募集を行っています。
- ・雇用時期を前倒しし、3月より研修実施予定。
- ・研修内容については、特別支援教育支援員の業務内容・役割、主な障害の特性の理解と支援、学校・学級での支援の仕方等。

(3) 支援教育に係る審議会等について

<支援教育充実審議会（仮称）の検討状況、審議内容>


- ・支援教育充実審議会（仮称）の委員に、医学、臨床心理、教育学、福祉、法律学等の委員を選定し、専門的見地からご意見を伺うとともに、保護者については、4名程度を予定。
- ・審議内容としては、これまでの本市の支援教育の現状（良かった点等を含め）及び課題の総括を踏まえ、就学に関わる手続きについて、支援学級の対象となる児童・生徒について、特別な教育的な配慮を要する児童生徒に対応する柔軟で多様な学びの場について等、幅広くご意見を頂戴する予定。
- ・審議事項によっては、結論が出た時点で予算等の検討を行います。

- 17 -

3. 今後の予定

令和5年（2023年）	3月	通級指導教室 環境整備事業の実施 教育支援ソフトの導入調整 （仮称）枚方市支援教育充実審議会設置に係る条例改正案提出 特別支援教育支援員研修
	4月	全中学校と小学校のモデル校に自校通級指導教室を設置 特別支援教育支援員の配置及び研修 （仮称）枚方市支援教育充実審議会 審議開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画	基本目標	一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
	施策目標 1	子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

5. 関係法令・条例等

学校教育法
学習指導要領
義務標準法
障害者の権利に関する条約

- 18 -

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》

令和5年度当初予算（予定）

- ・通級指導教室教員（通年任用） 29名 179,227千円
（市費で教員配置を行う最大値。令和4年12月の学級等設置数の確定を踏まえて、できる限り、府費による配置を求めていく。）
- ・特別支援教育支援員（通年任用） 29名 75,147千円
- ・審議会委員（校長、教員は含まない）10名 950千円

令和4年度補正予算

- ・支援教育の環境整備 25,200千円
 - ①支援教室の改修経費 6,300千円
パーテーション工事、空調設置、電源工事等
 - ②教育支援ソフトの導入経費（債務負担行為の設定）18,900千円

《財源》 一般財源（特別支援教育支援員については、地方交付税措置あり）

教育委員会協議会資料

総合型放課後事業実施に向けた取り組み状況について

学校教育部 教育支援室 放課後子ども課
学校教育室 教育指導課

1. 政策等の背景・目的及び効果

子どもたちの「時間」「空間」「仲間」の3間を充実させ、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様で自主的な活動に参加できる「居場所づくり」と、小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めるため、令和5年度（2023年度）から全小学校で実施する「総合型放課後事業」に向けた、この間の取り組み状況を報告するものです。

2. 内容

（1）総合型放課後事業委託事業者との契約について

「総合型放課後事業」の委託事業者の選定について、総合型放課後事業委託事業者選定審査会に諮り、その答申に基づき、令和4年（2022年）11月28日に委託契約予定事業者を決定し、令和5年（2023年）1月31日に委託契約を締結しました。

また、4月からの円滑な事業実施に向け、現在、引継ぎ保育を実施しているところです。

① 委託契約事業者と契約額

エリア	校区名	委託契約事業者	学校数	班総数	契約額 (5年間総額(円))	予算(債務負担行為額) (5年間総額(円))
I 北部	樟葉北、樟葉西、殿二、牧野、船橋	株式会社明日葉	5	11	511,115,272	3,016,000,000
II 中部	西牧野、磯島、山田、山田東、桜丘北	株式会社 テノ・サポート	5	7	320,000,000	
III 南部	蹠陀西、香陽、東香里、開成、枚二、蹠陀	株式会社セリオ	6	12	555,750,000	
IV 東部	長尾、西長尾、田口山、藤阪、菅原、津田南	株式会社明日葉	6	15	681,730,070	
合計	—	—	22	45	2,068,595,342	

※運営加配や障害児加配等にかかる経費は別途加算

② 契約期間

令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日(5年間)

③ 引継ぎ保育の状況

1月中旬	保護者へ「お知らせ」の配布
2月	各児童会室に事業者の紹介 事業者との引継ぎ保育を開始(～3月まで) ※延べ30日以上(うち有資格者又は実務経験者が半数以上) 引継ぎ保育を行う予定。
3月3日	入室説明会で事業者を紹介

- 21 -

(2) 直営校における新たな運営体制について

総合型放課後事業を実施するにあたり、直営22校における人員不足の課題解消とともに、安定した事業実施が図られるよう、フルタイムの常勤職員を配置し、責任と役割を明確にした新たな運営体制を整えます。統括責任者やサブリーダーの常勤職員については、午前から事務処理や労務管理を行うことで午後からの児童の保育に専念するとともに、学校や地域、関係機関等との連絡調整を行うものです。

新たな運営体制

職名	職種	勤務形態	概要
統括責任者	フルタイム会計年度任用職員	週38.75時間	留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを統括し、責任のある指導的立場に立つ職として統括責任者を各校1人配置
サブリーダー	フルタイム会計年度任用職員	週38.75時間	統括責任者の補佐や代理として、サブリーダーを各直営校に1人配置
班長	パート会計年度任用職員	週31時間	各室に置く班の班長は、統括責任者及びサブリーダーが兼ねるが、3班以上の各班に班長を1人配置
放課後児童支援員、 放課後児童准支援員	パート会計年度任用職員	週25時間	スタッフ、サポート的役割として各班に適宜配置
サポート員	短期パート会計年度任用職員	週15時間～ 週25時間	サポート的役割、加配、補充として適宜配置

(3) 留守家庭児童会室おやつ代の公金化等について

留守家庭児童会室のおやつ代については、これまで保護者会の費用として、各留守家庭児童会室職員が一部現金で徴収し、おやつを購入を行っていましたが、紛失等を防止し、業務の効率化を図るため、市が公金として徴収を行うとともに、調達についても一括して行うよう見直します。

- 22 -

(4) 放課後自習教室について

次年度より、放課後オープンスクエアの中で、すべての学年において、自ら学びたい子がデジタルドリル等を使って自主的に学ぶことができる環境を用意することから、現行の小学校の放課後自習教室は今年度末をもって終了することとします。児童が主体的・計画的に学んだり、遊んだりできるよう、職員による声かけを行っていきます。

	これまで	令和5年度から
開催日	年 24 回実施	学校課業日の放課後、土曜日、三季休業期に実施
対象学年	各小学校が設定する学年 1～2 学年 (例：第3 学年のみ、第3・第4 学年)	全学年
学習方法	学習指導員を配置し、児童自身がデジタルドリル（非AIドリル）を活用し、問題に取り組む。また、宿題などの学校からの課題に取り組むことも可能。	児童自身がデジタルドリル（AIドリル・令和5年度導入）を活用し、問題に取り組む。このドリルは、自分のペースで解説動画が視聴できたり、間違え方の分析から次の問題が出題されたりする等、個に応じたサポート機能が充実しており《個別最適な学び》の実現に向けて効果が期待できる。また、宿題などの学校からの課題や児童自身が興味を持ったことの探究などに取り組むことも可能。

- 23 -

(5) 申込状況等について

留守家庭児童会室	4,726 人（令和5年（2023年）1月31日現在）
放課後オープンスクエア	1,083 人（令和5年（2023年）2月6日現在）

(6) その他の取り組みについて

- ①留守家庭児童会室における児童の安全の確保を図るとともに、非常時等に継続的なサービスが提供できるよう、安全に関する事項についての計画（安全計画）並びに業務継続計画を策定します。
- ②放課後オープンスクエアについては、各学校と調整を図るとともに、必要な備品等の搬入を進めています。また、枚方子どもいきいき広場等の事業との調整や、安全管理上の対応等について、実施マニュアル等を作成します。

- 24 -

3. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
 施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち
 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち
 枚方市SDGs取組方針



4. 関係法令・条例等

児童福祉法
 子ども・子育て支援法
 社会教育法
 枚方市立留守家庭児童会室条例
 新・放課後子ども総合プラン
 行財政改革プラン2020

- 25 -

5. 事業費・財源及びコスト等

《事業費》	1,467,788千円（3月定例月議会に当初予算案を提出予定）	
《主な支出内訳》	総合型放課後事業委託料等	604,532千円
	総合型放課後事業直営経費	667,947千円
	施設管理経費（修繕料、保守点検委託料等）	23,857千円
	運営経費（光熱水費、通信料、備品・消耗品費等）	34,341千円
	入退室管理システム経費	17,111千円
	留守家庭児童会室おやつ経費	120,000千円
《財 源》	国府支出金	541,494千円
	その他（保育料等）	467,904千円
	一般財源	458,390千円

《参 考》 ■令和5年度当初予算運営事業費 1,467,788千円（一般財源 458,390千円）

内訳	委託 22校	直営 22校	委託直営すべてにかかる経費
		673,087千円 (214,103千円)	736,503千円 (236,441千円)

■令和4年度当初予算運営事業費 1,141,993千円（一般財源 349,882千円）

内訳	委託 2校	直営 42校	委託直営すべてにかかる経費	校庭開放
		50,914千円 (15,672千円)	1,001,118千円 (294,386千円)	56,961千円 (17,236千円)

- 26 -

6. 今後の予定

令和5年(2023年) 2月	保護者、地域団体への委託事業者紹介 引継ぎ保育の実施
3月	留守家庭児童会室入室説明会 枚方子どもいきいき広場代表者会議で土曜日の放課後オープンスクエアの利用について説明 入退室管理システムテスト運用 3月定例会議に枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案を提出
4月1日	総合型放課後事業の開始

7. 参考資料

- 資料5 放課後オープンスクエア リーフレット
- 資料6 放課後自習教室事業について(検証)

- 27 -

教育委員会協議会資料

今後の中学校部活動の在り方について

学校教育部 学校教育室 教育指導課

1. 政策等の背景・目的及び効果

現在中学校で実施されている部活動については、生徒間の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義とスポーツや文化芸術に触れ、生涯にわたってスポーツや文化芸術を継続する資質や能力の意義も有しています。

しかしながら、こうした中学校部活動は、各学校事情により設置数や設置種目に差異があります。また、指導にあたる教員については、意思に関わらず経験のない活動の指導をせざるを得ない状況や、休日も含めた部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められるなど、教員にとって大きな業務負担となっている現状があります。

今回、スポーツ庁及び文化庁において、地域との連携・協働により生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することをめざし、「学校部活動及び新たな地域クラ

- 28 -

ブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。本市においてもこのガイドラインに基づき、保護者や学校、関係団体等と組織した協議会を設置し、意見等を聴取しながら、学校部活動の地域連携及び地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行に向けて取り組むものです。

2. 内容

(1) 協議会の開催（仮称「ひらかたモデル」（地域クラブ活動ガイドライン）の策定に向けて）

本市における地域クラブ活動の在り方等について、設置する協議会において意見聴取等を行い仮称「ひらかたモデル」の策定をめざします。

【協議会議案】

- ①地域クラブ活動「ひらかたモデル」における指導者の質の保障・量の確保方策について
- ②地域クラブ活動「ひらかたモデル」における施設の確保方策について
- ③地域クラブ活動「ひらかたモデル」における会費の在り方
- ④地域クラブ活動「ひらかたモデル」における保険の在り方 等

- 29 -

(2) 地域クラブ活動の整備、学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けて

策定された仮称「ひらかたモデル」を基に地域クラブ活動等を活用し、一部の地域・部活動で試行実施し、検証を行います。

3. 実施予定時期等

(1) これまでの経緯

令和4年度（2022年度）については、令和3年度（2021年度）に実施した教職員対象の部活動に係るアンケートの結果分析、社会スポーツや文化芸術活動の推進を担う担当課と複数回、担当課会議を行い、課題の割り出し等を行ってきたところです。

(2) 令和5年度（2023年度）

- 協議会の開催
- 一部の地域・部活動の試行実施・検証

(3) 令和6～7年度（2024～2025年度）

- 試行実施の拡充・検証

- 30 -

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち



5. 関係法令・条例等

学習指導要領（平成29年度（2017年度）告示）
学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

6. 事業費・財源及びコスト

（1）本事業費

（協議会開催費用として）

《事業費》380千円（報償費）令和5年度当初予算計上

《財源》一般財源380千円

- 31 -

（2）関連事業費

（部活動指導協力者派遣事業として）

《事業費》16,625千円（報償費）令和5年度当初予算計上

《財源》一般財源16,625千円

- 32 -